

令和 7 年 3 月定例月議会提出条例のあらまし

- 議案第 26 号 大東市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
 - ・(1) 非常勤の消防団員に係る退職報償金の支給額を定める退職報償金支給額表の勤務年数の区分に新たに 35 年以上の区分を加えます。
 - (2) この条例は、令和 7 年 4 月 1 日等から施行します。

- 議案第 27 号 大東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
 - ・(1) 住登外者宛名番号管理機能の情報の管理に関する事務を独自利用を行う事務として位置付けます。
 - (2) 外国人に対する生活保護の措置に関する事務が準法定事務となったことに伴い、個人番号の独自利用を行う事務から削除します。
 - (3) この条例は、公布の日等から施行します。

- 議案第 28 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
 - ・(1) 刑法（明治 40 年法律第 45 号）の一部が改正され、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑が創設されることに伴い、条文中の文言を整理します。
 - (2) この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行します。

- 議案第 29 号 大東市職員等旅費条例の一部を改正する条例
 - ・(1) 鉄道賃に係る急行料金の支給について、距離による制限を廃止し、出張の実情に応じて公務上必要であれば支給できることとします。
 - (2) 出張中の宿泊に要する費用の支給について、定額支給方式から上限付きの実費支給方式に改めます。
 - (3) 条例等の規定に違反して旅費を受給した職員に対して旅費の返納を求めるものとし、その返納に代えた職員の給与等からの控除を可能とします。
 - (4) この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

- 議案第 30 号 大東市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
 - ・(1) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）の一部が改正されることを踏まえ、同法に規定する就業促進手当に相当する退職手当の支給要件を見直します。
 - (2) この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

- 議案第 31 号 大東市国民健康保険条例の一部を改正する条例
 - ・(1) 低所得者の保険料の減額に係る所得判定基準における被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乗ずる金額について、国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）に規定する金額を引用することとします。
 - (2) この条例は、公布の日から施行します。

- 議案第 32 号 大東市都市公園条例の一部を改正する条例
 - ・(1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号）が改正されたことに伴い、条文中の文言を整理します。
 - (2) この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行します。

- 議案第 33 号 大東市排水設備工事に係る責任技術者及び指定工事店に関する条例の一部を改正する条例
 - ・(1) 標準下水道条例（昭和 34 年 11 月 18 日付け厚生省衛発第 1108 号・建設省計発第 441 号）の一部が改正されたことを踏まえ、指定工事店の指定に係る下水道排水設備工事責任技術者の専属要件を緩和することとします。
 - (2) この条例は、公布の日から施行します。

- 議案第 34 号 大東市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
 - ・(1) 非常勤消防団員等の損害補償に係る補償基礎額（次号において「補償基礎額」という。）を引き上げます。
 - (2) 扶養親族のある非常勤消防団員等の補償基礎額に係る加算額を改めます。
 - (3) この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行します。